

第6版 2016年9月1日

## 第1条（目的）

本規約は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供する IP 通信網サービスのうち、別途ニフティ株式会社（以下「当社」といいます。）が定めるサービス（以下「フレッツ光等」といいます。）を当社のインターネットサービスである@nifty（以下「@nifty」といいます。）と共に提供する「@nifty 光 with フレッツコース」（以下「光 with フレッツ」といいます。）および「@nifty 光ライフ with フレッツコース」（以下「光ライフ with フレッツ」といい、「光 with フレッツ」および「光ライフ with フレッツ」を総称して「本サービス」といいます。）を、@nifty 会員（以下「利用会員」といいます。）が利用する際の条件を定めることを目的とします。

## 第2条（対象コース等）

本サービスの対象となるコース等（以下「対象コース等」といいます。）は、別途当社の定めるところとします。

## 第3条（申込）

利用会員は、本サービスを利用するために、本規約、@nifty 会員規約および NTT 東日本または NTT 西日本が定める IP 通信網サービス契約約款に同意し、かつ、当社が定める方法にてフレッツ光等の申込を行う必要があります。なお、当社は、フレッツ光等を受けた場合、これを NTT 東日本または NTT 西日本に取り次ぐものとします。

2.本サービスは、第1項に基づき、利用会員と当社との間の契約および利用会員と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光等の契約がともに成立する場合にのみ利用できます。

3. 「光 with フレッツ」の利用に際し、利用会員は、第4条で定めるNTT東日本またはNTT西日本のフレッツ光等の利用料金（工事にかかる費用および月額利用料等をいい、以下「フレッツ光等の利用料金」といいます。）を利用会員に代わって当社が支払うとともに、フレッツ光等の利用料金の請求書（利用明細を含みます。）をNTT東日本またはNTT西日本から当社へ送付することについてあらかじめ同意するものとします。ただし、「光 with フレッツ」の利用申込後に、同一の名義または住所等より新たな「光 with フレッツ」の利用申込が行われた場合およびNTT東日本またはNTT西日本が各々のIP通信網サービス契約約款により認めた場合、NTT東日本またはNTT西日本が利用会員に対して、フレッツ光等の利用料金を直接請求することがあります。

4. 利用会員は、NTT東日本またはNTT西日本から当社に対して以下の内容の利用会員のフレッツ光等の利用情報を通知することについてあらかじめ、同意するものとします。

1. フレッツ光等サービス利用情報（付加サービス利用料・機器利用情報等を含みます。）
2. 廃止、移転、名義変更等のフレッツ光等に係る異動の事実<移転先住所、名義変更内容（譲渡、承継等）は含みません。>

5. 以下に該当するフレッツ光等の契約は、本サービスの適用を受けることはできません。

1. フレッツ光等の月額利用料等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等
2. フレッツ・グループアクセスの月額利用料金の請求方法が管理者一括請求の場合

#### 第4条（料金について）

利用会員は、本サービスの利用料金として、利用期間中の1の暦月の起算日（当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間（以下「料金月」といいます。）にかかる金額（その額については、当社が別途定めるものとします。）を、当社へお支払いいただきます。

2.前項にかかわらず、以下のサービスにかかる料金については、当該利用会員が NTT 東日本または NTT 西日本へ直接支払うものとしします。

- 1.フレッツ光等の利用料金（「光ライフ with フレッツ」の場合に限ります。）
- 2.フレッツ光契約料
- 3.フレッツ光等に係る初期費用および工事費用
- 4.ひかり電話に係る料金
- 5.フレッツ・テレビに係る料金
- 6.リモートサポートサービスに係る料金
- 7.その他フレッツ光のオプションサービス等に係る料金

3.何らかの事由により「光 with フレッツ」を利用できなくなった場合は、フレッツ光等の利用料金等については、NTT 東日本または NTT 西日本から直接、利用会員へ請求させていただくことがあります。

4.「光 with フレッツ」については、NTT 東日本または NTT 西日本が以下の各号に定める措置を講ずる場合であっても、利用会員が第 4 条第 1 項により当社に支払うべき利用料金の金額に影響はないものとしします。

- 1.NTT 東日本および NTT 西日本が主催するフレッツ光等の利用料金無料等の割引/キャンペーンを実施する場合
- 2.NTT 東日本および NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づき、フレッツ光等の月額利用料金等について損害賠償または料金等の臨時減免を実施する場合

## 第 5 条（移転について）

NTT 東日本エリア内あるいは NTT 西日本エリア内における「光 with フレッツ」の移転の場合であって、移転元回線の廃止工事日の属する月から、移転先の回線敷設完了後に利用を再開した日が属する月が同月内であった場合には、「光 with フレッツ」を「利用中」とし、第 4 条第 1 項に定める料金を当社へお支払いいただきます。また、利用を再開した日が属する月が翌月以降となった場

合には、移転元回線の廃止工事日の属する月の翌月から利用を再開した日が属する月までは「無制限コース 2,000 円（税抜）」を適用するものとします。

2.NTT 東日本エリア内あるいは NTT 西日本エリア内における「光ライフ with フレッツ」の移転については、利用再開日が移転元回線の廃止工事日の属する月の翌月以降の場合であっても、第 4 条第 1 項に定める料金を当社へお支払いいただきます。

3.NTT 東日本エリアと NTT 西日本エリアを跨ぐ移転を行う場合は、本サービスの引継はせず、移転先にて「光ライフ with フレッツ」のお申込が必要となります。

※料金は税抜表示です。別途消費税がかかります。

## 第 6 条（利用について）

本サービス利用期間中に利用会員がフレッツ光等の廃止手続をした場合は、廃止工事日の属する月をもって、本サービスを利用できなくなります。尚、フレッツ光回線廃止手続完了後、当社が定める解約予定日までに@nifty に関する解約手続き又はコース変更の手続きがされない場合、有料コンテンツや接続サービスを含む@nifty のサービスを利用されている場合を除き、当該利用会員についての@nifty の会員契約を解約いたします。

2.本サービス利用期間中に利用会員がフレッツ光等の名義変更手続をされた場合は、変更手続完了日をもって、本サービスを利用できなくなります。なお、改称についてはこの限りではありません。

## 第 7 条（2 年割プラン解除違約金）

対象コース等のうち、「2 年割プラン」には 2 年間の契約期間が設定されています。

対象コース等のうち、「2年割プラン」には2年間の契約期間が設定されています。新規にフレッツ光回線と@nifty 光ライフ with フレッツ 2年割プランをお申し込みいただいた場合の契約期間は、ご利用開始月（無料期間）と2年間（ご利用開始月翌月～24カ月後の月末まで）となります。

すでに他社でフレッツ光回線をご利用で2年割プランに乗り換えていただいた場合や、@nifty 光 with フレッツをご利用で2年割プランに変更いただいた場合の契約期間は、ご利用開始月と2年間（ご利用開始月翌月～24カ月後の月末まで）となります。初回の期間満了後は、2年ごとの自動更新となります。契約更新期間（契約期間満了月と前月の2ヵ月間）以外でコース変更または解除された場合、違約金3,000円（税抜）がかかります。違約金は、ご利用開始月にコース変更または解除された場合にもかかります。

#### **第8条（本サービスの変更または廃止）**

当社は、一定の予告期間をもって、当社所定の方法（当社所定のWebサイトに掲載する方法を含みます。）により利用会員に通知することにより、本サービスを変更または廃止することができます。

2.当社は、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

#### **第9条（@nifty 会員規約との関係他）**

本規約は、@nifty 会員規約の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については@nifty 会員規約が、フレッツ光等についてはNTT 東日本またはNTT 西日本が定めるIP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

#### **附 則**

1.この規約は2014年7月1日から効力を有するものとします。